

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、集金人に納付していたので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間は1年間と短期間である。

また、申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から申立期間①及び②以外の期間はすべて国民年金保険料を納付しており、国民年金に関する納付意識は高かったものと推認される。

さらに、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①前後の昭和36年度、38年度が現年度納付と記録されていることを踏まえると、その間の申立期間①のみが未納とされているのは不自然である。

2 申立期間②についても、申立期間は1年間と短期間である。

しかしながら、同名簿における、申立期間②前後の期間における申立人の保険料の納付状況を見ると、i) 昭和39年度、40年度の保険料については、昭和51年2月に特例納付されていること、ii) 42年度、43年度の保険料については、44年10月に過年度納付されていること、iii) 44年度、45年度の保険料については、当初申請免除であったものが52年10月に追納されていることから、申立期間②の保険料のみを現年度納付していたとは推認し難い。

また、申立人は、「国民年金保険料については、期日までにはきちんと納付しており、まとめて納付したことはない。」と主張しているが、申立期間②前後の同名簿の納付記録とは、納付状況に大きな隔たりが見られる。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A事業所で平成 2 年 1 月 21 日から 6 年 4 月 26 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では申立期間が未加入とされている。途中で退職し再就職した覚えはなく、厚生年金保険料も控除されていたことから、申立期間が厚生年金保険の被保険者となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所を途中退職したことはないと主張し、また、複数の同僚もその主張どおりであると供述しているが、事業主は、「当時の資料は保存していないが、申立人が辞めているからこそ資格喪失の届出をしたのであって、辞めてもいないのに届出をすることはなく、したがって申立期間の厚生年金保険料は控除をしていない。」と供述している。

また、オンライン記録から、当該事業所において申立人と同じように一度厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再度取得している者が 7 人(申立人を含む)確認でき、そのうち 4 人の「健康保険厚生年金保険の資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」が当該事業所に保管され、いずれの通知書の記載内容もオンライン記録と合致し、前記 4 人のうち連絡可能な 2 人は当該事業所を一度辞めて、再度就職したと供述していることから、これらの勤務実態に即した届出がなされていることがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人が当該事業所において、平成 2 年 7 月 31 日に資格を喪失し、健康保険証が同年 8 月 4 日に社会保険事務所に返納されていたこと、及びその後同事業所にて、同年 11 月 1 日に再度厚生年金保険の資格を取得していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 21 日から 57 年 2 月 1 日まで
A事業所の経理担当者から、月額 8 万円支給するからと言われ昭和 50 年 4 月から勤務した。当時の給与支払明細書を見ると、差引支給額(約 5 万円)の下に鉛筆書きで約 3 万円の金額が記載されており、その合計金額約 8 万円が毎月支給されていた。しかし、ねんきん定期便の内容を確認したところ、実際に受け取っていた給与と定期便に記載されている標準報酬月額とがかけ離れているので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された昭和 50 年 5 月から 56 年 12 月までの給与支払明細書(一部無し)から、その大半において、A事業所から毎月約 8 万円現金支給されていることが確認でき、社会保険庁(当時)が記録している標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額とすべて一致している。

また、当該事業所の解散時の代表取締役は「平成元年 6 月に解散しており関係書類を保管しておらず、当時の事業主は死亡しており、事務担当者も記憶が無い。」と供述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の事務処理について、訂正処理等の形跡も確認できないことから社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から同年9月1日まで
② 昭和40年3月8日から42年5月8日まで
③ 昭和42年8月12日から同年11月1日まで

申立期間①についてはA事業所にて、申立期間②及び③についてはB事業所にてそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、私が記憶する勤務期間よりも短い期間となっている。

申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人が記憶する同僚及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できた当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日である同僚のうち、連絡先が判明した者に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態を推認できる供述は得られなかった。

また、同僚の一人は、「当時は試用期間があり、入社から一定期間経過後に社会保険に加入させていた。」と供述している上、申立人は、「資格取得日が同日である同僚は、私とは別の日に入社したと思う。」と供述していることを踏まえると、A事業所では、申立期間当時、入社から相当期間経過後にまとめて厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、A事業所は、昭和50年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、商業登記の記録は確認できず、役員等の所在が不明であることから、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

- 2 申立期間②について、同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間にB事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は昭和42年5月8日に厚生年金保険の新規適用事業所(任意適用)となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時の経理事務担当者であった同僚は、「当時の従業員は申立人を含む3人であり、社会保険が任意適用の事業所であったので、全員の同意を得て社会保険の加入手続を行った。」と供述している上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、これら3人の厚生年金保険の資格取得日は、上記の新規適用日と一致していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、B事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人が記憶する同僚のうち、連絡先が判明した者に照会したものの、申立人の具体的な退職時期について記憶している者はおらず、申立人が申立てどおりの時期に退職したことが推認できる供述は得られなかった。

また、上記の被保険者名簿において、申立人の資格喪失に伴い健康保険証が返納されたことを示す「42.8証返」の記載が確認できる。

- 4 申立期間②及び③について、B事業所の現事業主に照会したが、「申立人に関する資料は無く、不明である。」と回答しており、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。
- 5 すべての申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。